

会 社 法 人  
消費税期限内納付  
推 進 運 動

(発行所) 社団法人 柏 法 人 会  
〒277-0023 柏市中央1-1-1  
☎ 04-7163-3393  
FAX 04-7166-6629  
(発行人) 会 長 森 和 夫  
(編集) 会 長 報 告 員 秀 雄  
(編集責任者) 広報委員長 濱 田 秀 雄  
(印刷所) 広報委員 中央印刷館

# 会 報

■URL <http://www.kashiwahoujinkai.or.jp> ■E-mail [kashiwa-h@basil.ocn.ne.jp](mailto:kashiwa-h@basil.ocn.ne.jp)

## 平成25年千葉県法人会連合会 新年賀詞交歓会(千葉市)



旧村川別荘「母屋」(我孫子)



「別館」

会員数/千葉県39,702社 (社)柏法人会4,303社 (平成25年2月末日)

■表紙解説

旧村川別荘は、我孫子市にある西洋文学者(村川聖道)の別荘です。我孫子市歴史文化財。

表紙は、明治3年に建築された、この中の母屋と、別館の建物です。別館は「母屋」と「別館」の2つの建物を合わせています。母屋は1895年に我孫子市本陣の跡地を譲り、母屋、別館は明治3年に建築されたが、現在瓦葺きに変わっています。江戸の町まじりに残す異風の建物です。

新編は、明治3年に建築地を治今と建てられた別館、半島風風の建物で、建物の石川村聖道は別館風と表現しています。数ある別館は、この手書きへの印刷機を切り開いた経緯に意匠が土壌です。

村川聖道家系図

村川聖道は明治8年熊本生まれ、東京帝國大学卒業後、東京帝國大学の教授となり、西洋古代史を担当しました。村川聖道は、明治初期に設立された東京帝國大学で父親と同じ西文学を専攻し、教授になりました。

○所在地

我孫子市志摩1-17-19

○1名乗車料我孫子駅から徒歩20分、我孫子駅南口からバスで我孫子市役所(旧我孫子市本陣)まで徒歩5分

○駐車場は市役所駐車場を利用

○開館日・時間

火曜日/お休み

午前9時～午後5時(要予約)

○問い合わせ

我孫子市教育委員会生涯学習課

文化文芸課

〒277-0023 我孫子市中央1-1-1

☎電話 0477-819111

柏法人会会員

- ・法人税確定申告書「別表1」に貼付する法人会の会員シールは裏表紙に印刷されています。
- ・e-Taxご利用の場合は「法人事業概況説明書」の「16加入組合等の状況」欄に(社)柏法人会と入力して下さい。

## よつば総合法律事務所の法律広場

## Q (問)

取引先の会社を立て続けに倒産してしまいました。取引先の倒産で売掛金の回収ができないことから、この先、わが社でも資金ショートが生じてしまうかもしれません。今から何か対策をとっておくべきでしょうか。

## A (答)

早いうちから倒産の可能性までも視野に入れて、適切な時期に適切な手続きをとる必要があります。対策が後手に回り、その場しのぎの対処をするのはよくありません。少しでも困ったことがあれば、一人で思いつめるのではなく、早め早めに弁護士等の専門家に相談すべきだと思います。

## 1. 早めの相談であれば選択肢が多い

企業の倒産には、再建型と清算型があります。銀行などの債権者から支援を受けながら事業を継続していく再建型の場合、会社の状態を十分に検討したうえで方針を決定し、金融機関や主要取引先に対する根回しをするなど、様々な作業を行うため、時間が必要となります。

そのため、事業を継続すべき企業であっても、対応が遅れば、全従業員を解雇し、全財産を換価して弁済に充てるという清算型の倒産処理をせざるを得ない状況に追い込まれる危険性があります。

たとえば、一部の債権者に分割払いに応じてもらうことで、事業継続可能であることもあります。ご相談の時期が早ければ早いほど、対応策の選択肢が広がり、時間を見計らった適切な処理が望めます。

## 2. 倒産手続きに要する資金の確保

事業者の場合、倒産手続きをするためには、裁判所に納める印紙代や弁護士費用等、お金がかかります。裁判所に納める予納金だけでも、事業の規模に応じて数十万円から数百万円かかります。

事業者の場合、事業が立ち行かなくなってしまったが、お金がなくて破産もできないという場合が考えられます。破産もできずに取立てを受け続けるという悲惨な状況には陥らないようにしなければなりません。

そのためには、資金繰りが厳しい状態に陥る前から、弁護士に相談し、破産を防ぐ方法や、破産する場合にかかる費用の見込み、どのような場合に事業の継続を断念するか等について打ち合わせて準備しておくべきです。

経営者が、会社の存続を第一に考え、資金が少しでもあれば事業継続のために資金を使い果たした結果、いざ手元の資金がすっからかんになってから弁護士等の専門家に相談するのでは遅いのです。

### 3. 損害を最小限に抑える

返済の見通しが立たない借入れを続けていれば、倒産処理手続きの障害となりえますし、倒産後のリスタートにも影響を与えかねません。無理を続ければ続けるほど、迷惑をかけてしまう取引先・人が増えます。

傷口が広がる前に、一人で抱え込まずに、まずは相談だけでもしてみるとよいと思います。

### 4. さいごに

三月末には中小企業金融円滑化法が終了することから、中小企業の資金繰りが悪化し、倒産数が増加することが心配されています。取引先の倒産、予定していた融資が得られない等、突然の出来事で自社が倒産の危機に陥る危険性がないとはいえません。

真面目な経営者の中には、会社の存続を第一に考えて、資金が全てなくなる最後の最後まで、頑張りすぎてしまう方がいます。

会社や従業員のことを想うことは大切です。しかし、真に会社や従業員のことを想うのなら、早めに弁護士等の専門家に相談しながら、適切なタイミングで適切な対応をする必要があることと思います。

(弁護士法人よつば総合法律事務所 弁護士 今村公治)



弁護士法人よつば総合法律事務所では、柏法人会の会員の皆様を対象とした無料相談を行っております。ご相談の際は当事務所まで直接ご連絡下さい。（当事務所に直接のご連絡の際は、柏法人会会員である旨をお伝え下さい。）

弁護士法人よつば総合法律事務所 柏市柏1-5-10 水戸屋老番館ビル4階

TEL 04-7168-2300 (電話受付時間平日9時から18時)

事務所HP <http://www.yotsubasougou.jp/> 代表社員弁護士 大澤一郎